

令和7年度

学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

回答を数字で入力する場合は、必ず半角数字を入力してください。



政府統計

統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報
の秘密の保護に
万全を期します。

○基本データ

必ず最初に入力してください！

学校コード ()

※半角英数字(13桁)で入力してください。

学校名 ()

応急仮設校舎等利用の有無 ()

※ 令和8年3月1日現在において、東日本大震災や能登半島地震等の災害により、仮設校舎または
他校等に間借りして授業をおこなっている場合はチェックすること。

※半角数字で入力してください。

〒 (-)

所在地 (番地等) ()

電話番号 ()

回答者氏名 ()

教員の数 (令和8年3月1日現在) → (0) 人
(うち令和7年度において授業を担当している教員) () 人
(うち上記以外の教員) () 人

- ※ 「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。(暫定再任用職員(フルタイム)を含む。以下、同じ。)
育児や病気療養等のため休職中の職員、実習助手、暫定再任用職員(短時間勤務)については、本調査では教員数に含まない。
- ※ 「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。
授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。

■□■調査全般にあたっての注意点■□■

※調査の基準日は令和8年3月1日です。調査対象校は公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校(小学部・
中学部・高等部)とし、原則として令和8年3月1日に実体のある学校です(令和8年3月末に閉校する学校も調査対象となります。)。
回答は調査基準日時点の実態となりますが、「調査項目3 教員のICT活用指導力等の状況(2)研修の受講状況」については令和8年3月31日までの
受講予定を含めて調査してください。

※「整合性のとれない入力があります。」のエラーメッセージが表示された場合は、以下の1～5を参照し、該当箇所を修正してください。

- 2(1)コンピュータの台数で、「学習者用PC」から「指導者用と校務用兼用PC」までの各項目の「コンピュータ教室の占有PC台数」は各項目の総数の内数とすること。
- 2(2)周辺機器の設置場所及びネットワーク対応状況(各学校種共通)で、
・「大型提示装置を設置している教室等数」から「校内LAN整備済教室等数」までの各項目は、それぞれ「学校内の教室等数」の内数とすること。
・「無線LAN整備済教室等数」は「校内LAN整備済教室等数」の内数とすること。
- 3(1)教員のICT活用指導力の状況で、各小項目(A-1～D-4)ごとの「できる」、「ややできる」、「あまりできない」、「ほとんどできない」に入力された教員数の合計が、
基本データの「授業を担当している教員の数」と一致すること。
- 3(2)①研修の受講状況で回答する教員数は、基本データの「授業を担当している教員の数」の内数とすること。
- 3(2)②受講した研修の実施主体で回答する参加回数の合計は、3(2)①で回答した教員数と同じか、上回ること。

1. インターネットへの接続状況等(令和8年3月1日現在)

(学校が教育用(校務用を除く)に利用している主たる接続回線や通信環境について、回答すること。)

(1) 接続方式種別 → ()

- 回答
- 1 = 集約接続(固定系通信)
 - 2 = 直接接続(固定系通信)
 - 3 = 直接接続(移動系通信)
 - 4 = 「1 集約接続(固定系通信)」と「2 直接接続(固定系通信)」を併用
 - 5 = 「1 集約接続(固定系通信)」と「3 直接接続(移動系通信)」を併用
 - 6 = 「2 直接接続(固定系通信)」と「3 直接接続(移動系通信)」を併用
 - 7 = 未接続

- ※ 集約接続(固定系通信)とは、庁舎やデータセンター等の集約拠点に集約してから、インターネットに接続する形態のこと。
- ※ 直接接続(固定系通信)とは、学校から直接インターネットに接続する形態のこと。
- ※ 直接接続(移動系通信)とは、モバイル通信(LTE等)等を用いて各端末から直接インターネットに接続する形態のこと。
- ※ 併用している場合は4～6のうち適切なものを選択すること。

(2-1) 回線種別(固定系通信を利用している場合)

- ※ 「1 集約接続(固定系通信)」の場合は、学校から集約拠点(集約網)へ接続している部分の回線について回答
- ※ 「2 直接接続(固定系通信)」の場合は、学校からインターネットへ接続している部分の回線について回答
- ※ 「4」「1集約接続(固定系通信)」と「2直接接続(固定系通信)」を併用」の場合は、併用している固定系通信のうち、主たる回線について回答

(2-1-1)回線種別 → ()

- 回答
- 1 = 光ファイバー
 - 2 = CATV(光ファイバー)
 - 3 = CATV(光ファイバー以外)
 - 4 = その他

(2-1-2)契約種別 → ()

- 回答
- 1 = ベストエフォート型
 - 2 = ギャランティ型

(2-1-3)接続回線速度(帯域)※理論上の下り最大値を選択 → ()

- ※ 接続回線速度(帯域)が選択肢にない場合は、四捨五入したものを選択すること。

- 回答
- 1 = 100Mbps未満
 - 2 = 100Mbps以上～1Gbps未満
 - 3 = 1Gbps
 - 4 = 2Gbps
 - 5 = 3Gbps
 - 6 = 4Gbps
 - 7 = 5Gbps
 - 8 = 6Gbps以上～10Gbps未満
 - 9 = 10Gbps以上

(2-2) 回線種別(移動系通信を利用している場合) → ()

- 回答
- 1 4G/LTE
 - 2 5G
 - 3 その他

(3) 有害情報への対応について (選択)

①フィルタリングの有無 → ()

- 回答
- 1 = フィルタリングをしている。
 - 2 = フィルタリングをしていない。

②ウイルス対策の有無 → ()

- 回答
- 1 = ウイルス対策をしている。
 - 2 = ウイルス対策をしていない。

- ※ フィルタリングソフト又は契約プロバイダが提供するフィルタリングサービスを利用している等、何らかの方法により、フィルタリングをしている場合は「1=フィルタリングをしている」を選択すること。(ウイルス対策についても同様とする。)

2 . コンピュータ整備の実態等（令和8年3月1日現在）

（ 1 ）コンピュータの台数

	PC台数		合計
	総数	コンピュータ教室 の占有PC台数	
学習者用 PC			0
指導者用 PC			0
校務用PC			
指導者用 と校務用 兼用PC			

- ※ 「学習者用PC」は児童生徒が使用するために配備されたものをいう。可動式か否かは問わない。タブレットを含む。個人持ち込みによるPCを含む。
- ※ 「指導者用PC」は教員が授業で使用するために配備されたものをいう。校務用PCと兼用している台数は含まない。可動式か否かは問わない。
- ※ 「校務用PC」は教員が校務用に使用するために配備されたものをいう。指導者用PCと兼用している台数は含まない。可動式か否かは問わない。
- ※ 「指導者用PC」と「校務用PC」を兼用している場合は、「指導者用と校務用兼用PC」で回答すること。可動式か否かは問わない。
- ※ 「コンピュータ教室の占有PC台数」は、主としてコンピュータ教室（コンピュータを恒常的に設置し、授業を行っている教室）において使用している台数を指す。
なお、入力する値は総数の内数とすること。
- ※ 小・中学校及び中・高等学校の併設校において、コンピュータを小・中学校又は中・高等学校で共同使用している場合の設置台数は、適宜、小学校と中学校及び中学校と高等学校に振り分けて記入する。（二重計上しない。）
- ※ 高等学校定時制課程において、全日制課程とコンピュータを共有している場合は、共有しているコンピュータ台数を二重に計上する。
- ※ 寄付、譲渡、無償貸与等を受けたものを含め、学校で使用されているコンピュータはすべてカウントすること。
ただし教職員個人所有のコンピュータや使用不能な状態にあるコンピュータはカウントしない。

（ 2 ）周辺機器の設置場所及びネットワーク対応状況（各学校種共通）

教室数を記入すること

教室等数					
	学校内 の教室 等数	大型提示装置を 設置している教室 等数	実物投影装置を 設置している教室 等数	校内 LAN整備 済教室 等数	無線LAN 整備済 教室等数
①普通教室					
②特別教室					
③コンピュータ教室					
④体育館					
⑤その他					
合 計	0	0	0	0	0

- ※ 「学校内の教室等数」は、整備状況に関わらず学校内の全ての教室数をカウントする。
- ※ 「普通教室」には、特別支援学級関係室等（通級による指導のための関係室を含む。）を含む。
- ※ 余裕教室（現在は普通教室、特別教室として使用されていない教室のうち、当該学校等の学区に現に居住する児童等の人口に鑑みて、今後5年間以内に、普通教室、特別教室として使用されることがないと考えられる教室）は「その他」にカウントする。
- ※ 「特別教室」とは、小学校においては理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、中学校においては理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、高等学校では、理科教室その他の教科のための教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいう。コンピュータ教室は含まない。
また、教科のための準備室は、教科のための教室と合わせて1とカウントする。
- ※ 「コンピュータ教室」はコンピュータを恒常的に設置し、授業を行っている教室の数をカウントする（①②④⑤を除く）。
- ※ 「体育館」における、準備室や倉庫、更衣室などは、体育館として1とカウントする。ただし、同じ建物に児童生徒が運動を行う部屋（武道場など）が別にある場合は、別途カウントする。
- ※ 「その他」とは、コンピュータ教室、普通教室及び特別教室以外の教室等をいう。校長室、職員室、事務室、保健室、学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、外国人児童生徒等に対する日本語指導のための教室、児童・生徒の生活・交流のスペース、心の教室・カウンセリングルーム、教職員のためのスペース、地域への学校開放を支援するスペース、社会教育施設等、学校・地域防災用備蓄倉庫、児童福祉施設（保育施設・児童館等）、放課後児童クラブ、放課後子供教室、老人福祉施設等は「その他」にカウントする。ただし、同じスペースを複数の用途で使用している場合などは、複数計上せず、教室の実数である「1」としてカウントする。
- ※ 「大型提示装置を設置している教室等数」は、大型提示装置（「プロジェクタ」「大型ディスプレイ（TVチューナーの有無は問わない。）」「電子黒板」）を設置している教室等数をカウントする。
なお、機器を教室等に常設している場合は、当該教室等数をカウントする。また、可搬型の機器を複数の教室等で使用している場合は、二重計上せず、主に使用している教室等をカウントする。
- ※ 「実物投影装置を設置している教室等数」は、実物投影装置を設置している教室等数をカウントする。
なお、機器を教室等に常設している場合は、当該教室等数をカウントする。また、可搬型の機器を複数の教室等で使用している場合は、二重計上せず、主に使用している教室等をカウントする。
- ※ 「校内LAN整備済教室等数」には、有線・無線にかかわらず、校内LANに接続できる教室等数をカウントする。
- ※ 「無線LAN整備済教室等数」には、「校内LAN整備済教室等数」のうち、無線により校内LANに接続できる教室等数をカウントする。
なお、可搬型の機器であっても特定の教室等に常設している場合は、当該教室を「無線LAN整備済教室等数」としてカウントすること。ただし、可搬型の機器を複数の教室等で使用している場合は、当該機器の台数を教室等数としてカウントする。

(3) 周辺機器台数 (内蔵のものを含む)

設 置 場 所	コンピュータ教室	普通教室	特別教室	その他	合計
①実物投影機					0
②プロジェクタ					0
③大型ディスプレイ					0
④電子黒板					0
⑤充電保管庫					0
⑥モバイルバッテリー					0

- ※ 機器の設置場所は、主として利用している教室等により分類すること。
- ※ ②及び③のうち、電子黒板として使用するものについては、④でカウントすること。
- ※ ③には、教室の明るさや教室の後方からの視認性を考慮した画面サイズを有するものを計上すること。
- ※ ⑤は、学習者用コンピュータの充電・保管を行う機器をいう。
- ※ ⑥は、持ち運び用の充電器をいう。
- ※ 体育館に設置しているものについては「その他」に含めてカウントすること。なお、調査項目2(2)では体育館は単独で調査対象となっている点に注意すること。

(4) 校務支援システムの整備状況

- ① 統合型校務支援システムの導入の有無 (選択) → ()
- 回答 1 = 統合型校務支援システムを導入している
- 2 = 統合型校務支援システムを導入していない

- ※ 「統合型校務支援システム」とは、教務系(成績処理、出欠管理、時数等)・保健系(健康診断票、保健室管理等)、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことをいう。
- なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。

(5) 遠隔教育の実施状況等

- ①遠隔教育の実施状況 (選択)
- 回答 1 = 実施している → ()
- 2 = 意向はあるが、実施できていない
- 3 = 実施していない

- ※ 「遠隔教育」とは、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。
- ※ 教育課程において、教科等や学年、時間や頻度を問わず1度でも遠隔教育を行っていれば、「実施している」と選択すること。

②遠隔教育の実施形態 (選択)

(①の回答が1の場合、回答すること。)

- ・ 合同授業型 → ()
- ・ 教師支援型 → ()
- ・ 教科・科目充実型(相当免許状を有する教師等が遠隔により学校の教室等の生徒に授業を実施 → ()
- ・ 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育 → ()

- 回答 1 = 実施している
- 2 = 実施していない

- ※ 「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
- ※ 「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
- ※ 「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の2(中学校等)、第88条の3(高等学校等)に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。
- また、中学校段階では、受信側の教室等に当該中学校の教員を、高等学校段階では、受信側の教室等に原則当該高等学校の教員(例外的に職員も可能)を配置する必要がある。
- なお、小学校での活用は想定されない。
- ※ 一つの遠隔授業が「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の複数の類型に該当する場合は、当てはまる類型全てについて、1を選択すること。
- ※ 「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

③遠隔教育の実施頻度 (選択) → ()

- 回答 1 = ほぼ毎日
- 2 = 週3日以上
- 3 = 週1日以上
- 4 = 月1日以上
- 5 = 年に3日以上
- 6 = 年に3日未満

3. 教員のICT活用指導力の状況(※令和8年3月1日現在の教員について回答すること。)

(1) 教員のICT活用指導力の状況(令和7年度において授業を担当している教員)

(単位:人)

	できる	やや できる	あまり できない	ほとんど できない
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。				
A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。				
A-3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。				
A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。				
B 授業にICTを活用して指導する能力				
B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。				
B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。				
B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。				
B-4 グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。				
C 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C-1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能(文字入力やファイル操作など)を児童生徒が身に付けることができるように指導する。				
C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。				
C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。				
C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。				
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。				
D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。				
D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。				
D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気づき、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。				

((1) の回答に当たって留意する事項)

- ※ 現在活用(指導)できる環境にない方、今まで実際に活用(指導)する機会がなかった方においても、活用(指導)が必要な場面を想定して回答すること。
- ※ 選択肢の定義については別添FAQを参照すること。

(2) 研修の受講状況

①教員のICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を令和7年度中に受講した教員数

→ { } 人

- ※ 1人の教員が複数の研修を受講している場合も、「1人」とカウントすること。(実人数)
- ※ 令和8年3月末日までの間に受講予定の教員も含む。

②受講した研修の実施主体

(①の回答が、0の場合を除き、回答すること)

- ・国・独立行政法人
- ・都道府県
- ・市(区)町村
- ・学校
- ・教科等の研究会
- ・民間(企業、NPO等)
- ・各種学会
- ・その他

(下記に参加回数を記入(複数回答可))

→ () 回
→ () 回
→ () 回
→ () 回
→ () 回
→ () 回
→ () 回
→ () 回

合計が受講した教員数
と同じか、上回ること

- ※ 複数の教員が同一の研修を受講している場合は、「参加人数×参加回数」(のべ参加回数)とすること。